中央区
2023年4月改正

離職・休業等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ

住居確保給付金のご案内

離職・廃業から２年以内の方または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方を対象に、就職に向けた活動を行うことを条件に一定期間家賃相当額またはその一部を区から直接家主に支払い、住宅確保及び就労に向けた支援を行います。

＜ 支給対象者 ＞

申請時に、**以下の要件すべてに該当する方**（④は翌月から該当する場合でも可）

① **離職** または **休業**により**経済的に困窮**し、**住居（賃貸住宅等）を喪失するおそれのある方**または**喪失している方**

② **離職後に疾病・負傷・育児等により引き続き 30 日以上求職活動を行うことができなかった期間がある場合は、当該期間を 2 年に加算し、離職から最大 4 年以内の方**
個人の責任によらずに給与や収入が減少し、離職または廃業の場合と同程度（以下④および⑤を満たす）の状況にある方

③ **離職または休業時に、世帯の生計を主として維持していた方（世帯主）**

④ 申請を行う月に、申請者及び申請者と同一の**世帯に属する方の収入の合計が次の金額以下**である
- 単身世帯：基準額 84,000 円に家賃額 （上限 69,800 円）を加算した額以下
- ２人世帯：基準額 130,000 円に家賃額（上限 75,000 円）を加算した額以下
- ３人世帯：基準額 172,000 円に家賃額（上限 81,000 円）を加算した額以下
- ４人世帯：基準額 214,000 円に家賃額（上限 86,000 円）を加算した額以下

⑤ 申請時に、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の**預貯金の合計が次の金額以下**である
- 単身世帯：50.4 万円　・２人世帯：78 万円　・３人以上世帯：100 万円

⑥ **公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指して求職活動を行うこと。または、事業を建て直す意思がある場合、事業再生に向けた活動を行うこと。**

⑦ 離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと

⑧ 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員でないこと

＜給付金の支給額 ＞

（1）世帯収入額が基準額以下の場合
支給額＝申請者が賃貸する住宅の一月あたりの家賃額

（2）世帯収入額が基準額を超える場合
支給額＝基準額と申請者が賃貸する住宅の一月あたりの家賃額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

ただし、いずれの場合も下記の支給上限額を超える場合は、当該支給上限額が支給額となります。

●支給上限額 （※生活保護の住宅扶助特別基準に準拠）

単身世帯	69,800 円	２人世帯	75,000 円	３人世帯	81,000 円
４人世帯	86,000 円	５～６人世帯	91,000 円	７人以上世帯	97,000 円

＜ 支給期間 ＞

<u>３か月間</u>　一定の要件により２回延長が可能です。（最長９か月）※受給最終月に延長申請が必要です。

＜住居確保給付金の受給中の義務＞

住居確保給付金の受給期間中は、<u>常用就職に向けての求職活動を行う必要があります</u>。

具体的には、

【離職・廃業、休業等（就労を目指す方）】

①（申請時等）公共職業安定所等への求職申込み

② 月４回以上、自立相談支援機関（生活支援課相談調整係）に求職活動状況等を報告すること。

③ 月２回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。

④ 原則週１回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受けること。

⑤ その他、受給者の状況に応じて作成した支援プランに基づく求職活動を行うこと。

【休業等（事業再生等を目指す方）】

①（申請時等）経営相談先への相談申込み

② 月４回以上、自立相談支援機関（生活支援課相談調整係）に求職活動状況等を報告すること。

③ 原則月１回、経営相談先での経営相談を行うこと。

④ 月１回以上、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うこと。

⑤ その他、受給者の状況に応じて作成した支援プランに基づく求職活動を行うこと。

＜ 申請方法 ＞

郵送での申請のほか、ご希望により来所による相談や申請受付も行っています（予約制）。

支給要件を満たしているか、必要書類等についてご不明な点がある方は事前にお電話でご確認ください。

申請にあたっては、区のホームページに必要な申請書等の様式を掲載していますのでご確認ください。不備がある場合、審査ができず支給が遅れることとなりますのでご注意ください。

● **区のホームページの掲載箇所**

トップページ → くらし･手続き → 住まい → 居住の支援 → 住居確保給付金のご案内

○**住居を喪失している方**は・・・

まずは不動産仲介業者等に赴き、入居希望住宅を探していただきます。

本給付金の審査の後、交付される「住居確保給付金支給対象者証明書」を不動産媒介業者等へ持参し、住居の賃貸借契約を締結し入居します。契約書の写し等の必要書類を提出すると、支給が決定します。

※ 新たに住宅を賃借する場合は、賃料月額が前記支給上限額以内の物件に限ります。

＜ 支給決定後 ＞

審査の結果、支給が決定すると「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、**区から直接、入居住宅の貸主（家主、不動産会社等）に給付金が振り込まれます**。

支援員と相談のうえ作成した支援プランに従い、受給者は早期の生活再建に向けた求職活動を行うとともに、その状況を毎週報告します。

【問合せ先】中央区自立相談支援機関

中央区福祉保健部生活支援課

電話：03-3546-5303

住所：〒104-8404　東京都中央区築地 1-1-1
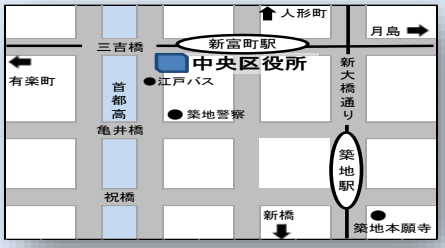
メールアドレス：jiritsu_sodan@city.chuo.lg.jp